



相談受付時間

月曜日～土曜日 9:00～17:30

- ※ 日曜日・年末年始は休業。
- ※ 祝日も開所しています。

訪問可能エリア

東住吉区・住吉区・平野区・阿倍野区・松原市

- ※ 他の地区の場合はご相談下さい。

ご利用までの流れ

- ① もくれんユリノキまで連絡してください
- ② 自宅に訪問させていただき、説明をします。
- ③ 利用の意思を確認し、障がい福祉サービスの申請をします。
- ④ 利用契約を結び、利用を開始。

もくれんについて

障がいの有無・程度にかかわらず、生きづらさを持った誰もが、地域でその人らしい生活をつづけられるように、積極的に支援ネットワーク、相談業務を充実させるとともに、ご利用者の権利擁護（アドボカシー）をすすめます。すべての人に社会生活・活動への参加を促し、その人の持てる力・可能性を發揮して生きがいを持って暮らしていただけるように適切な介護・援助・支援などのお手伝いをさせていただきます。

お問い合わせ先

住所：大阪市東住吉区矢田6-8-7

電話：06-6690-5288

06-6609-8500

FAX：06-6608-1922



社会福祉法人ふれあい共生会

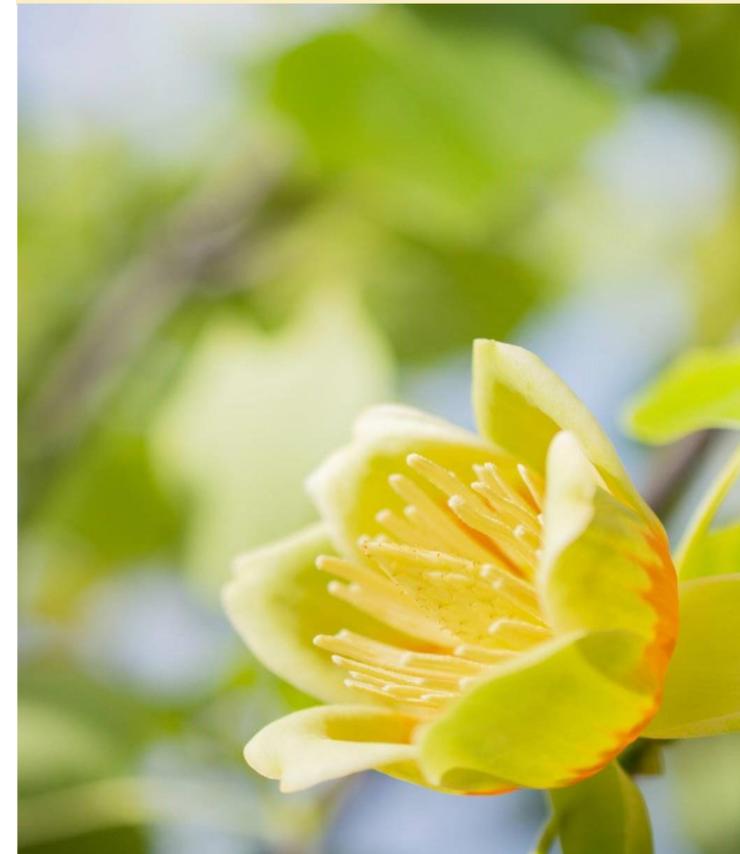
〒546-0023

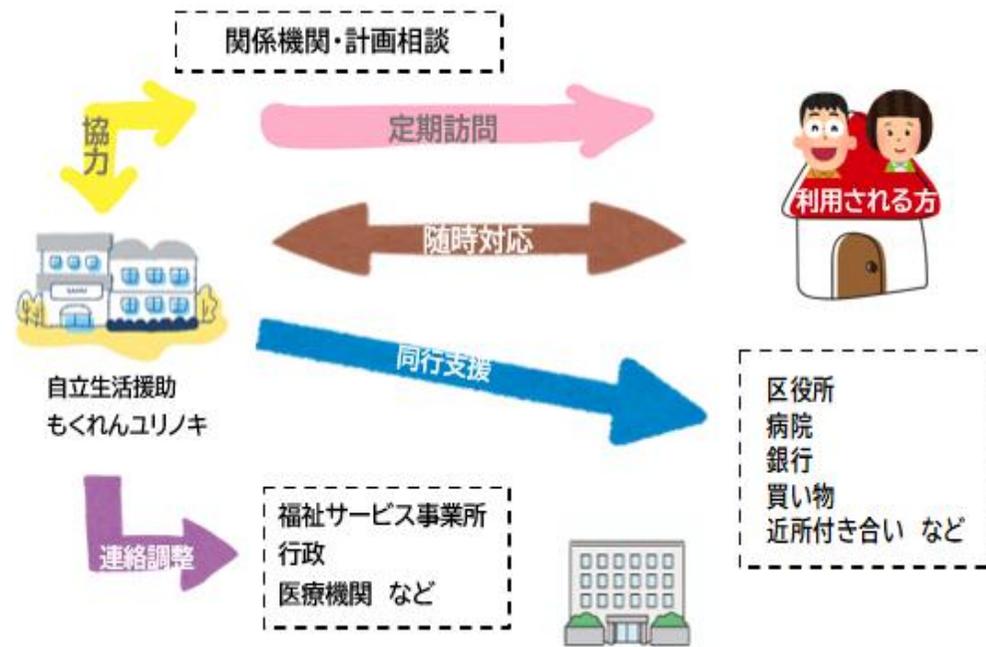
大阪市東住吉区矢田3-16-8

じりつせいかつえんじよ
自立生活援助

もくれんユリノキ

かがや にんげん そんげん しめ ひと よ ねつ ひかり
輝け「人間の尊厳」示そう「人の世に熱と光」





定期訪問
 生活の状況を把握し、生活に必要な情報提供やアドバイスを行います。

随時対応
 連絡・相談を受けて、困り事やトラブルについて解決策を一緒に考えます。

同行支援
 行政、病院、買い物などの外出をサポートします。

連絡調整
 関係機関、行政、近隣住民などとの連絡や調整をサポートします。

自立生活援助の方針

はじめての1人暮らしで不安があったり、すでに1人暮らしをしているけれど、何かうまくいっていないと感じることはありませんか？

自立生活援助では、自分にあった生活を考えていけるようにサポートしていきます。

解決できる方法を一緒に考えていきましょう！

ご利用者さまの声

1人暮らしをする中で、苦手なことを、1人でもできる方法を一緒に考えてもらえて、とても助かりました。気持ちも楽になりました。
 (ご利用者さまより)

はじめての1人暮らしで、分からない事、不安なことばかりだったので、心強かったです。
 (ご利用者さまより)

ご利用対象者

- 病院や障害者施設やグループホーム等を利用していた障がいのある方
 - すでに地域で1人暮らしをしていて支援が必要な障がいのある方
 - 同居する家族が障がい、疾病等があり支援が見込めない障がいのある方
- 詳しくは、ご確認ください。

ご利用期間

標準利用期間は1年。
 (1年を超えてもサポートが必要な場合は市町村と相談のうえ、延長することもあります)

ご利用料金

障がい者総合支援法による負担額です。
 詳しくは各市町村の担当窓口までお問合せください。

サービス内容

病院やグループホームなどから、1人暮らしをはじめたり、すでに1人暮らしをしている障がいのある方が、住み慣れた地域や自分らしい生活を送れるように、月2回以上の家庭訪問やトラブルが起きたときには訪問や電話などでアドバイスをいたします。

必要に応じて医療機関・公的機関・関係機関などの連絡や調整を行います。